

東京圏（第23回）・関西圏（第18回）・福岡市・北九州市（第17回）  
・仙北市（第7回）・愛知県（第9回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

---

1 日時 平成30年12月7日（金）10:58～11:31

2 場所 中央合同庁舎8号館1階講堂

3 出席

中根 一幸 内閣府副大臣

<自治体>

小池 百合子 東京都知事（代理：猪熊 純子 東京都副知事）

黒岩 祐治 神奈川県知事

（代理：藤澤 恭司 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室長）

小泉 一成 成田市長

松井 一郎 大阪府知事（代理：松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監）

西脇 隆俊 京都府知事

（代理：湯瀬 敏之 京都府商工労働観光部学研都市・ものづくり推進監）

高島 宗一郎 福岡市長

（代理：藤本 広一 福岡市総務企画局国家戦略特区等推進担当部長）

門脇 光浩 仙北市長

大村 秀章 愛知県知事（代理：荒川 潤 愛知県政策企画局政策調整監）

木村 恵司 三菱地所株式会社 特別顧問

加藤 謙介 株式会社幹細胞&デバイス研究所 代表取締役社長

鈴木 安博 日間賀島観光協会会長

<有識者議員>

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

<ワーキンググループ委員>

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

中川 雅之 東京特区推進共同事務局長

兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<内閣府>

河内 隆 内閣府事務次官

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

4 議題

(1) 認定申請を行う区域計画（案）について

(2) その他

5 配布資料

(説明資料)

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-4 仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料1-5 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

資料2 東京都提出資料

資料3 神奈川県提出資料

資料4 成田市提出資料

資料5 大阪府提出資料

資料6 京都府提出資料

資料7 株式会社幹細胞&デバイス研究所提出資料

資料8 福岡市提出資料

資料9 仙北市提出資料

資料10 愛知県提出資料

(参考資料)

国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

○村上審議官 お忙しいところをありがとうございます。

ただいまより、東京圏、関西圏、福岡市・北九州市、仙北市、愛知県の「国家戦略特別区域会議 合同会議」を開会させていただきたいと思います。

本日は、片山大臣と舞立政務官が急遽、国会本会議の関係で出てこれないということでございます。早く終われば最後だけでも大臣は出たいという御希望をお持ちでいらっしゃるのですが、今のところの見通しでは、難しいかもしれないということでございます。急遽そのような御事情になりましたことをお許し、御理解を賜ればと思います。

その他、出席者につきましては、時間の関係で恐縮ですが、お手元の参考資料を御参照いただければと思います。

まず初めに、中根副大臣より御発言をお願いいたします。

○中根副大臣 本日は、お忙しい中、区域会議にお集まりをいただき、御礼申し上げます。開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

国家戦略特区は、改革意欲にあふれた10の特区自治体の皆様とともに、いわゆる「岩盤規制」に改革の突破口を開いてきました。

今後も、岩盤規制改革を積極的に進めるため、スピーディに事業の実現を図っていくとともに、特区で活用可能なメニューもさらに追加してまいりたいと考えておりますので、民間有識者、特区自治体の皆様を始め、関係各位の御協力を何卒お願い申し上げます。

私としても、チャンスがあれば積極的に現場に足を運びながら、国家戦略特区の意義を地方から発信したいと考えておりますので、各自治体の皆様からも、さらに新しい意欲的な御提案を頂戴いただければと思っております。

さて、今回は、5区域の計9事業について、区域計画（案）を御審議いただきます。

区域計画の（案）につきましては、本日、御了解をいただければ、速やかに総理認定の手続へと進めてまいりたいと存じます。

有意義かつ忌憚のない御審議をお願い申し上げます。私の一言挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○村上審議官 中根副大臣、ありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、プレスの皆様はここで御退室をお願い申し上げます。

（報道関係者退室）

○村上審議官 それでは、本日の議題「認定申請を行う区域計画（案）」につきまして、御審議いたします。

区域ごとに、事務局から計画（案）を簡単に御説明し、その後、各自治体、事業者の方から、追加の規制改革提案を含め御発言をいただきたいと思います。

各区域の計画（案）については、まとめて御審議をいただければと思っております。

では、資料1-1を御覧いただければと思います。

東京圏、東京都、神奈川県、成田市でございますが、2の（3）道路法の特例について

であります。本特例は、道路空間を利用してオープンカフェの設置を可能とするよう道路  
占用許可の要件を緩和ということで、歌舞伎町で予定されているものでございます。

次が、2の(10)の項目でございますが、外国人創業活動促進事業でございます。入管  
法の現行ルールを緩和ということで、これまで東京圏を始め6区域8自治体で活用されて  
おりますが、今回、神奈川県においてもということでございます。

2の(22)、これは初活用になります。特区小規模保育事業で、原則0歳児から2歳児  
のみ認められている小規模認可保育所。これを成田市と、後ほどお話があります大阪府堺  
市から全国初活用で、3歳から5歳の場合にもということ。今回、こういった区域での対  
象でございますが、離島などでも、0歳児から2歳児までは離島の中にあつたのに、3歳  
になった瞬間に、3歳は行くところがない。こういった意味で特区が先行して始める意義  
は大きいのではないかと考えてございます。

それでは、本件につきまして、まずは東京都の猪熊副知事より御発言をお願い申し上げ  
ます。

○猪熊副知事 東京都の猪熊です。

資料2の1ページを御覧ください。エリアマネジメントに係る道路法の特例です。今回  
の「歌舞伎町シネシティ広場」におきましては、特区の特例を活用して、オープンカフェ  
や各種イベントなどを実施してまいります。

シネシティ広場や周辺道路などの魅力を高めることにより、新宿駅や周辺地区から歌舞  
伎町へスムーズに人を誘導する賑わいのある「エンターテインメントシティ歌舞伎町」を実  
現してまいります。

続きまして、2ページです。東京は世界屈指の美食都市ですが、海外で活躍する外国人  
料理人の方が都内の料理店で就労を希望しても、在留資格の関係から就労が困難な状況に  
あります。

インバウンド需要などに対応するため、外国人料理人の就労を促進する規制改革を提案  
いたします。

以上です。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、東京特区推進共同事務局の中川事務局長より御発言をお願いいたします。

○中川委員 手短かに、東京都、それから、東京圏は日本の生産性を引っ張る重要な地域だ  
と思っておりますけれども、生産性を上げるためには、どれだけクリエイティブな人材を  
引きつけるかが非常に重要だということは、標準的に知られてきていると思います。

そういうクリエイティブな人材がどういうところに集まるのかということにつきまして  
は、どれだけ楽しく、快適に過ごせる環境を提供できるのかということ、どれだけ用意  
できるのかということにかかっているとされております。そういう意味で、今回、提  
出させていただく規制緩和は是非とも必要なものだと考えておりますので、よろしく御審

議をいただければと思っております。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、三菱地所株式会社の木村特別顧問より御発言をお願いいたします。

○木村特別顧問 三菱地所の木村でございます。今回は、都市再生分野におきまして、歌舞伎町のシネシティ広場におけるエリアマネジメント特例についての提案でございます。

エリアマネジメントの特例につきましては、都内では私どもがやっております丸の内地区を始めとして、既に七つのエリアで認定をいただいております、それぞれ大変好評なイベントが実施されています。

シネシティ広場につきましても、オープンカフェやイベントの開催等が予定されております。今後も各エリアで、賑わい創出に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

私からは、以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、神奈川県藤澤ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室長より御発言をお願いいたします。

○藤澤室長 神奈川県藤澤でございます。

資料3の1ページを御覧ください。近年、本県では、外国人の起業ニーズが高まっております。スタートアップビザを活用いたしまして、外国人起業家の起業を支援してまいります。

2ページをお開きください。現在、特区ワーキンググループにおきまして、職能短大への外国人材の受入れにつきまして、省令改正を視野に、前向きに御検討をお願いしております。引き続き、御検討をよろしくお願いいたします。

3ページをお開きください。新薬開発を加速化させる新たな包括許可制度の提案でございます。開発期間を短縮させ、いち早く新薬を届けるためにも、都度の許可を不要とする制度の検討をお願いいたします。

最後に、速やかな海外治験を実現させる重水素化合物の輸出規制の緩和でございます。原子炉用途ではないごく微量の標識化合物の輸出につきまして、規制緩和を求めているものでございます。

以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、成田市の小泉市長御本人にお越しいただいております。御発言をお願いいたします。

○小泉市長 千葉県成田市の小泉でございます。

お手元の資料4の1ページ目を見ていただきたいと思います。小規模保育事業所の対象年齢の拡大、いわゆる小規模保育の特例につきましては、市内の小規模保育事業所において、3歳以上も受入れ可能とする特例でございます。

本市では、「待機児童ゼロ」を目標に、さまざまな待機児童対策に関する取組を進めている中で、小規模保育事業所を卒園した後の3歳以上の受け皿の確保について検討を行い、今回の特例活用を目指すに至りました。

昨年度末において、市内の小規模保育事業所などの入所率は、私立保育園と比較し、13.3%も低い状況にある一方、小規模保育事業所を利用する保護者向けにアンケート調査を実施したところ、およそ6割の保護者から「3歳以降も引き続き小規模保育事業所を利用したい」との回答がございました。

したがって、本特例活用について、利用者の期待度は高く、本特例の活用により、3歳以上の受け皿確保や保護者の卒園後の不安解消、入所率向上による待機児童・入所待ち児童の減少につながるものと考えております。

今後、区域計画の認定を経た後、条例改正などの必要な手続を行った上で、速やかに3歳以上の受入れ募集を開始いたします。

以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、関西圏の計画（案）について、事務局から、資料1-2を御覧いただければと思います。

冒頭、2の（6）の血液法の特例です。株式会社幹細胞&デバイス研究所がお越しでございますが、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造するものという特例措置でございます。

2の（19）は今、成田市からも御紹介がございましたけれども、小規模保育事業の特例ということで、成田市と大阪府堺市が、いずれも同時に、全国初活用ということになる事例でございます。

事務局からは以上でございます。

それでは、まず、本件につきまして、大阪府の松本政策企画部特区推進監より御発言をお願い申し上げます。

○松本推進監 大阪府でございます。

資料5、大阪府提出資料を御覧ください。「国家戦略特別区域小規模保育事業」について御説明をいたします。

今回、大阪府堺市において、保育の需要に応ずるため、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所の対象年齢を拡大し、3歳児以上の受入れを可能とするものでございます。

本制度を活用することで、保育のニーズが高い地域において、3歳児以上の受け入れ枠が確保されるなど、地域の実情に応じた即効性のある施設整備が可能となり、待機児童の解消に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、京都府の湯瀬商工労働観光部学研都市・ものづくり推進監より御発言をお願い申し上げます。

○湯瀬推進監 京都府から、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）の特例について、御説明を申し上げます。

資料6を御覧ください。今回、国家戦略特区におきまして、血液法の規制緩和を活用した京都では2例目の事業でございます。ヒトから採取された血液を原料としたiPS細胞を用いて、創薬のための研究用具の製造、販売を行う事業でございます。区域計画（案）の総理認定を是非お願いいたします。

iPS細胞を活用したこれらの事業が特区で認められることにより、京都がiPS細胞等再生医療技術のメッカとなり、新薬の探索や、あるいは難病と言われる有効な治療法のない病の原因解明のモデル拠点、さらには培地やデバイス等再生医療に関する周辺産業の一大拠点となるよう、地元自治体としても引き続き支援してまいりたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○村上審議官 ありがとうございます。

本事業に関しまして、株式会社幹細胞&デバイス研究所の加藤代表取締役社長より御発言をお願い申し上げます。

○加藤代表取締役社長 幹細胞&デバイス研究所の加藤でございます。

資料7を御覧ください。当社は、京都大学発のベンチャー企業です。

弊社の特徴としては、ナノファイバーシート上で細胞を三次元で培養する独自技術を保有しています。

これは「細胞の成熟性と機能性を高める培養法」であり、この適用対象としては、医薬品の創薬プロセス向けに細胞デバイスを開発して、これまでに事業化をしております。

特区での規制緩和によって、難病患者の血液からiPS細胞を作製することが可能となり、これによりまして、病気の状態を再現した疾患モデル細胞の開発を進めてまいります。

この疾患細胞モデルを基にしまして、これまで有効な治療法がない難病の原因の解明や治療薬の開発を、事業として加速することが可能となります。その成果は社会的にも大きく貢献できるものと考えております。

以上です。

○村上審議官 ありがとうございます。

次に、福岡市・北九州市の計画（案）について、事務局から御説明いたします。

資料1-3でございますが、2の（11）の航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業でございます。航空法の高さ制限、空港周辺の建造物等、エリア単位で基準を設けることによりということでございますが、旧大名小学校跡地、今回の対象地において、高さの目安が示されたことから、区域計画に追加をするものでございます。

4の(6)は近未来技術実証ワンストップセンターということで、各種近未来技術実証を促進するための相談対応、関係機関等との調整等を行う、ワンストップでのセンターを設置するというごさいます。

事務局からは以上でございすが、本件につきまして、福岡市の藤本総務企画局国家戦略特区等推進担当部長より御発言をお願い申し上げます。

○藤本部長 福岡市です。

資料8の1ページを御覧ください。航空法高さ制限の特例を活用し、約110メートルの高層ビルが誕生するなど、旧大名小学校跡地が「グローバル創業都市の新たな拠点」に生まれかわります。

2ページ目を御覧ください。国と共同で「福岡市近未来技術実証ワンストップセンター」を設置し、実証実験に向けた国との調整などをサポートいたします。

3ページ目を御覧ください。新規提案ですが、スタートアップビザにつきましては、福岡市の提案により実現いたしまして、全国一活用させていただいてきたところですが、在留資格「6カ月」が賃貸借契約などのハードルとなっているため、「12カ月」一気通貫の在留資格創設を提案いたします。

4ページ目を御覧ください。福岡市提案が全国措置として実現いたしまして、教職員定数を活用したスクールソーシャルワーカー配置が可能になったところでごさいます。

以上でございすが。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、仙北市の計画(案)について、事務局から御説明申し上げます。

資料1-4でございすが、2の(11)の地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例ということで、一定の要件を満たした場合、地域限定旅行業者が選任する取扱管理者に他業種との兼任を認めるもの。これはキャンプ場等、現場にいながらにして旅行商品を地域で開発しようと思うと、実は、この規制が現場的には非常に重いということで、今回、現場のニーズに基づいて御提案いただくものということでごさいます。

なお、区域計画(案)ではございせんが、共同事務局の設置について御提案をいただく予定となっております。本来であれば、片山大臣が御自身で仙北市に行かれたときに市長とお話になって、やろうかという話になったものでごさいますので、実は、お話を伺うのを楽しみにしておったのですが、本会議ということで、その段の失礼、お許しを賜ればと思ひます。

では、仙北市長、よろしく御願ひ申し上げます。

○門脇市長 秋田県仙北市の門脇光浩です。今回の御提案は二つであります。

1点、資料9の1から2ページを御覧いただきたいと思ひますが、昨年度お認めをいただいた「旅行業務取扱管理者確保事業」は、その活用者である仙北市農山村体験推進協議会で、試験の合格者10人中4人を管理者として登録することができました。改めて感謝を



申し上げます。

この協議会は、農山村体験の受入れ団体を始め、観光協会や行政機関などが構成員となっておりますけれども、現在は管理者資格を持つ4人が交代で営業所に常駐しているという現状にあります。

この4人は大変忙しい方々でありまして、宿泊業、または農業等でありましてけれども、繁忙期には、営業所への常駐が困難な場面も見受けられたということでありまして。そこで、本業に従事している間も、電話等で管理者の職務を果たせる体制を構築することで、営業所への常駐時間を短縮する、つまり、本業との兼務が可能となる特例を活用させていただきたいと思っております。

これにより、旅行業と本業の経営を無理なく継続できるのではないかと考えております。よろしくご意見申し上げます。

次に、資料9の3から5ページであります。今、お話があったとおり、仙北市はこれまで「小さな国際文化都市」を将来像に掲げて、さまざまな分野で地方創生モデルの形成に取り組んできております。

今後も、地方の田舎ならではの地域課題に対して、最先端技術を積極的に活用し、第四次産業革命を地方から実現するグローバル・イノベーションのモデルケースを是非構築したいと考えております。

次世代を担う若者が住みたくなるまち、子供たちが夢を実現できるまちをつくるには、内閣府や特区ワーキンググループとの強力な連携が必要不可欠と考えております。

地方から日本を活性化させる動きをより一層加速させるために「仙北市特区推進共同事務局」の設置についてお認めいただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、愛知県の計画（案）について、資料1－5になります。

2の（14）の自家用有償観光旅客等運送事業でございますが、観光客向けにいよいよ日間賀島を始めようということで、御提案をいただくということでございます。

なお、本特例事業の実施に当たっては、旅客から収受する対価について、区域会議の意見を聴取する必要があるという手続になってございます。対価の概要につきましては、愛知県からの御説明の際にお聞きいただき、皆様の御意見を併せて頂戴できればということでございます。

事務局からは以上でございます。

それでは、愛知県の荒川政策企画局政策調整監より御発言をお願いいたします。

○荒川調整監 愛知県でございます。

今回、区域計画への位置付けをお願いしております「自家用有償観光旅客等運送事業」について御説明いたします。

資料10の1ページ目の中段を御覧ください。事業場所でございます日間賀島は、中部国際空港からも近く、国内外から多くの観光客が訪れる離島でございますけれども、島内にはバス・タクシー等の公共交通が一切ないため、観光客にとって島内の移動は大変不便なものとなっております。

この事業の実施によりまして、自家用車を利用した便利で快適な交通手段を観光客に提供するというので、より充実したおもてなしサービスにつなげたいと考えております。

2ページ上段を御覧ください。運行は日間賀島観光協会が行い、各年7～8月の夏季繁忙期における島内の観光スポットをつなぐ循環型の路線としております。

対価は、小学生以上を対象に1乗車100円とし、障害者及びその介護者は半額としております。なお、現在、半島側で運行しております南知多町のコミュニティバスは1乗車160円で小学生以下が半額であります。

3ページを御覧ください。今後検討すべき規制改革事項としまして、本県からこれまで提案させていただいております「外国人雇用特区」や「医療ツーリズムの推進」などに加えまして、先日、12月5日に「航空宇宙分野における海外認証を受けた通信機器の使用」を新たに提案しておりますので、これらの早期実現をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

続きまして、日間賀島観光協会に直接お越しいただいてございます。鈴木会長御自身がお越しいただいておりますので、御発言をお願いいたします。

○鈴木会長 愛知県日間賀島観光協会、会長の鈴木でございます。

今回の事業実施に向けまして、新たなる公共交通事業者といたしまして、日間賀島を訪れる多様なニーズの観光客の方へ「新たなるおもてなしサービス」といたしまして、移動手段を提供できることは、島の「魅力向上」、「魅力発信」に寄与することができ、ひいては、島の活性化につながると考えておりますので、どうぞ御審議のほどよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

それでは、改めまして、民間有識者の方々を含め、御意見を伺いたいと思っております。

どなたからでも、八田先生、お願いいたします。

○八田議員 ささまざまな御提案、それから、認定事業に関するお話を伺い、本当にどうもありがとうございました。

国際分野だとか、医療の分野で、色々な型で特区が活用されているのを知るのは、大変嬉しいことです。その他のちょっと注目したい二つの分野があります。

一つは、小規模保育で3歳児以上を認める改革が今回、成田市と大阪府とで提案されたことです。この制度改革は、元々は東京で一つの保育園の経営者が提案されたものです。

厚生労働省にこの改革を受け入れてもらうのに大変な苦勞があったのですが、その人が勇敢に提案してくれてくれたおかげで、実施できたものです。実際には全国でそういう需要があったのだということがここではっきりできて、特区がお役に立ったなと思っています。

もう一つ、似たようなものは、愛知県での自家用有償観光旅客等運送事業ですが、これも本当に、離島ならばこんなに必要なものはないだろうと思います。それが離島ではありませんが、過疎地の養父市で最初に認められるためには、これも大変な抵抗があって、すったもんだの末、やっとぎりぎりにできた。そして、一旦できると、こうやってほかの地域でもこれを活用いただけるということで、特区という制度がなかなか役に立つ制度だと、今さらながら今回は感じさせていただいたところです。

どうもありがとうございます。

○村上審議官 八田先生、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

中川先生、先にお願いたします。

○中川委員 私からは、1点だけお話をさせていただければと思っております。本当に色々な御提案をいただいて、大都市圏のほうからイノベーションを促進していくとか、クリエーティブ人材を引きつけるための色々な規制緩和をいただいておりますけれども、私は、地域のほうでの特区の活用には今回は注目をしております。

基本的に人口減少をして就業者がいなくなるというようなインパクトは、地方のほうがおそらく非常に強いのだと思います。そういうものに対して、どのように対応するのかということにつきましては、外国人人材を入れるということは、もちろんそういう方向の特区の活用とか、あるいは今回、提出されている法案などで色々な対応がされているわけですが、今回、御提案いただいているような仙北市の旅行業務取扱管理者の要件緩和とか、愛知県の自家用有償運送事業などにつきましては、基本的には規制の壁があって、それがそれぞれ縦割りになっているため、地域には資源があるにもかかわらず、それを流動的に有効活用できないという壁を取ろうとしている動きだと思います。

そういう動きは、外国人人材を入れていくということも非常に重要かとは存じますが、その前に、地域の資源を有効活用するという意味で、私は非常に頭のいいやり方ではないかと思っております。その観点からの特区の活用とか規制緩和、これが全国にも、こういうタイプのものが広がってくることを私は期待したいと思っております。

私からは以上でございます。

○村上審議官 ありがとうございます。

阿曾沼先生、願いたします。

○阿曾沼委員 国の政策は、マクロ的な視点で大きなビジョンや方向性を示していくこととありますが、国家戦略特区で一番重要なことは、現場の気概、気付き、それから、現実に即した改善提案などを一つ一つ汲み上げて実行していくことです。まさに制度改革

の突破口を開く現地、現物、現場主義の徹底が求められていると思います。

その意味で、例えば仙北市の、世の中の働き方改革の流れの中で、どんな業種であってもやる気と能力のある方の兼業を後押しするという御提案は、これからの社会通念としては普通になってくることであろうと思いますので、小さな一歩であるけれども、是非実現すべきであろうと思います。働いていらっしゃる方々が、常在戦場の気概を持って業務に取り組みたいという思いがあるとするれば、この改革は当然やっていくべきだろうと思っています。

成田市の御提案も、就業環境や生活環境の変化に応じた対応も求められていくわけですから、早期の実現が求められているのではないかと思います。

また、京都府からは、再生医療の分野での御提案がございましたが、レギュレーションレベルでは世界最先端の法律を日本は世界に先駆けて作りました。条件付早期承認制度という新たな方策を作ったわけです。この法律制定の心は、再生医療の産業化推進するという意味も込められています。しかしながら、現実に本当に再生医療の研究が活性化して産業化が推進できたかという点、実はそうではないと感じています。欧米、中国が先を行こうとしておりますし、まさに研究開発の件数では、圧倒的に日本が後塵を拝するのではないかと大きな危機感を持っています。一つ一つは小さな提案だとは思われますけれども、これらの現場の声を汲み上げて、スピード感を持って実行していくことが重要と考えています。日本がせっかくレギュレーションレベルで世界のトップを走っているにもかかわらず、後塵を拝していく結果になっていくのではないかと危機感を持っていますので、この御提案を実行していただくということが重要だと思います。

神奈川県御提案の中では、麻薬の取扱いの問題が提起されました。従来の制度は安全性を担保するという意味で、レギュレーションレベルができてきたのだらうと思います。しかしながら、今後の研究開発は自社だけの研究で世界に打ち勝っていくなどということは困難となっており、各社が共同研究事業体、いわゆるコンソーシアムを組んで研究を推進していくという形にならないと世界で打ち勝てられません。その意味で、御提案の包括的な麻薬の取扱い、受渡しについては認めるべきだと思っており、推進をしていくべきだと思っております。

○村上審議官 ありがとうございます。

ちなみに観光客向け自家用有償運送事業の件については、対価につきましても御意見を頂戴できればということで、御説明のほうは先ほど小学生以上を対象に1乗車100円ということがあったかと思いますが、何かこの点について特段御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、この点に限らず、ほかに御発言のある方がいらっしゃればお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま御審議いただきました、これら5区域の計画（案）につきまして、

本日の合同区域会議で決定したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上審議官 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに認定の  
手続に入らせていただきたい。このように思います。

それでは、最後に、中根副大臣より改めて御発言をお願いいたします。

○中根副大臣 活発な御議論をいただき、ありがとうございます。

まず、本日の会議では、初活用となります特例措置として、成田市、大阪府の堺市から、  
小泉成田市長も来ていただいておりますが、小規模認可保育所における対象年齢拡大につ  
いて、区域計画の御提案がありました。これにより、地域の実情に即した保育の受け皿整  
備が進み、待機児童の解消に資することが期待されます。

また、新たな規制・制度改革についても、東京都からは、外国人料理人の就労拡充に関  
する御提案、神奈川県からは、新薬開発の加速化のための包括許可制度の創設、創薬にお  
ける重水素化合物の輸出規制の緩和、職業能力開発短期大学校への外国人の受入れに関す  
る御提案、福岡市からは、スタートアップビザの在留期間延長に関する御提案や、スクー  
ルソーシャルワーカーの配置に関する御報告等、積極的な御提案をいただきました。

また、仙北市からは、共同事務局の設置に関する御提案をいただきました。既に、特区  
ワーキンググループの岸委員にも事務局長就任を御快諾いただいていると伺っております。  
開所に向けて、しっかりと準備を進めてまいりたいと思います。

本日決定いただいたこの区域計画は、速やかに特区諮問会議での審議、そして、総理認  
定へと進めてまいりたいと思います。先ほど先生がおっしゃったように、他国に後塵を拝  
するという危機感を持ちながら、今後とも規制改革による地方創生を加速するために、積  
極的な改革提案、特区メニューのさらなる活用をお願いいたしたいと思います。

本日は、ありがとうございます。

○村上審議官 副大臣、ありがとうございます。

それでは、時間よりも若干早うございますが、予定していた議事は全て終了いたしまし  
たので、これにて合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、また事務局より後日御連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございます。